

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

2023年1月25日

昭和電線ホールディングス株式会社
昭和電線ケーブルシステム株式会社
昭和電線ユニマック株式会社

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番 1 4 号

(甲) 昭和電線ホールディングス株式会社

代表取締役 長谷川 隆代

神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番 1 4 号

(乙) 昭和電線ケーブルシステム株式会社

代表取締役 川瀬 幸雄

三重県いなべ市北勢町麻生田 1 3 2 6 番地の 1

(丙) 昭和電線ユニマック株式会社

代表取締役 山村 隆史

上記会社は、それぞれ取締役会の決議を経て、2022 年 6 月 24 日付で合併契約を締結し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は 2023 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第 7 9 6 条第 2 項、乙及び丙は同第 7 8 4 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

ここに、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 「合併契約書」のとおり。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 甲（吸収合併存続会社）の最終事業年度に係る計算書類等

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(2) 乙・丙（吸収合併消滅会社）の最終事業年度に係る計算書類等

乙および丙の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の甲（吸収合併存続会社）の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併効力発生日以後も、甲の収益およびキャッシュフローの状況につき、甲による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みはあると判断いたします。

7. 補足

事前開示開始日後に上記に掲げる事項により変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上